

大藤公民館、鵜之木公民館、
一之瀬公民館、坂元公民館

登録団体のみなさまへ



日南市地域自治課

1 北郷地域の体育館つき公立公民館施設について

- (1) 大藤地区多目的研修集会施設 (大藤公民館)
- (2) 下郷地区活性化センター (鵜之木公民館)
- (3) 上郷地区農林漁家婦人活動促進施設 (一之瀬公民館)
- (4) 本河内地区多目的集会施設 (坂元公民館)

各施設すべて、電話や事務所・事務員は配置されてお
りません。

【お問い合わせ・連絡先】

日南市役所 地域自治課 協働係	3 1 - 1 1 1 8
北郷町地域振興センター	5 5 - 2 1 1 2

ご利用にあたっての諸注意

- 1 . 開館時間午前 9 時 0 0 分～午後 1 0 時
1 2 時～1 3 時、1 7 時～1 8 時は休館時間です。
2 2 時までには、片づけ等全て終わらせて退出をお願いします。
す。
- 2 . 休館日
年未年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）
- 3 . 同一団体の重複登録はできません。
同一館だけでなく他館を利用する場合も重複登録となります。
す。
《例 鶉之木公民館で登録し、餺肥公民館でも登録するなど》
- 4 . 利用登録申請について
利用登録申請時は原則として、月 2 回、1・3 週あるいは 2・4 週
の申請となります。なお、3 回目以降は、前月（留意点：他の
公立公民館は 1 週間前）から予約を受け付けています。
- 5 . 利用許可申請について
利用登録申請は、年間の仮予約のための手続きです。利用許可
申請書を提出した時点で、本予約となりますので、利用月の前月
までに申請書の提出を忘れないようお願いします。
また、申請書内の利用人数の記載を必ずお願いいたします。
なお、緊急な市や地区の行事、その他の単発で使用したいとい
う団体予約が入った場合はそちらが優先となります。ご連絡いた
しますので、快く譲っていただきますようお願いいたします。

6 . 利用料について

有料団体は、利用日までに（平日の開庁時間内）使用料を納付してください。

なお、団体の都合でキャンセルされる場合は、使用料の還付は行いません。

7 . 利用時の管理について

各公立公民館は無人で、原則施錠してあります。鍵の開閉及び照明、空調等の取り扱いについては、各団体の責任で行っていただきます。

(1) 施設開閉について

各公民館入り口に、ダイヤル式キーボックスを設置します。利用の際は、暗証番号を入力しボックスを開け、カギを取り出し開錠をお願いいたします。

お帰りの際は、施設内の施錠及び照明・空調の消し忘れにくれぐれもご注意いただき、出入り口を施錠し、必ずカギをボックスに戻してお帰りください。

(2) 暗証番号について

申請書提出時または電話問合せにて、市地域自治課または北郷町地域振興センターでお伝えいたします。

開庁時間外の場合は、警備員が対応いたします。

8 . その他

(1) 喫煙は指定の位置でお願いします。

(2) 子どものみの利用は、認めておりません。

(3) 劣化や瑕疵によるもの問わず、備品等の破損や故障などがありましたら、速やかにご報告ください。

(4) 使用後は清掃やモップがけを行い、ゴミは必ず持ち帰ってください。

(5) 近隣住民に迷惑のかからないよう、特に夜間お帰りの際の話し声や移動音にご注意ください。

(6) バザー出品を目的とした調理室の利用はできません。

(7) お手洗いでは、必ず専用のスリッパに履き替えてください。

(8) キャンセルされる場合は、必ず前もってご連絡ください。

さいごに

施設を利用される全ての方が、気持ちよく過ごしていただけるように、登録団体のメンバーの皆様には各諸注意事項について、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽に相談ください。

日南市立公民館利用団体登録要項

(目 的)

第1条 この要項は、公民館の有効活用を図るため、社会教育法第20条に該当する活動を目的とした団体・サークル等の登録について、「日南市立公民館の設置及び管理等に関する条例」及び「同施行規則」に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の手続き)

第2条 登録をしようとする団体・サークル等は、登録申請書(第1号様式)に関係書類を添えて日南市に提出しなければならない。

(資格及び認定)

第3条 団体・サークル等の登録資格者は、次の各号に掲げるところとし、地域自治課長の決裁をもって認定する。

- (1) 社会教育に関する事業もしくは、公益的な活動を行うことを主たる目的とする団体あるいは、公民館事業に準じた学習・スポーツのサークル等であること。
 - (2) 市内に団体の事務局を有し又は、市内の会員で構成するサークル等で団体・サークル等の会員名簿・規約・組織・会計等が確立していること。
 - (3) 公の支配に属せず、民主的かつ自主的な運営をしていること。
 - (4) 公民館の目的を理解し、その事業に協力する団体・サークル等であること。
 - (5) 一定の会員を有し、継続的かつ計画的に社会教育に関する事業活動を行っていること。
2. 単発的な行事を行う団体・サークルであっても、その内容が直接市民及び地域住民を対象とし、社会教育的もしくは、公益的なものであれば認定する。
3. 登録の有効期間は、4月に始まり翌年3月までの1年間とし、3月末日までに申請するものとする。

(登録の取り消し)

第4条 日南市は、団体登録が次の各号に該当したときは、その登録を取り消し、利用を許可しないことがある。

- (1) 団体・サークル等が解散したとき。
- (2) 第3条に規定する資格・登録を欠いたとき。
- (3) 団体・サークルにふさわしくない行為があり、団体・サークルとして認

めがたいもの。

(4) 虚偽の申請を行い又は、申請の内容と異なる利用をしたとき。

(5) 条例及び同施行規則に反する行為があったとき。